

●中山間地域等直接支払制度とは

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度です。制度は平成12年度から5年単位で実施され、令和2年度から令和6年度までが第5期対策となります。

1 対象地域

地域振興立法（9法）で指定された地域  
 ※第5期対策から棚田地域振興法で指定された地域が追加となります

上記以外で都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

2 対象農用地及び単価

対象地域内の農振農用地区域内で、一定の傾斜・面積要件を満たす農用地

地目	区分	交付単価
田	急傾斜（1/20以上）	21,000/10a
	緩傾斜（1/100以上）	8,000/10a
畑	急傾斜（15度以上）	11,500/10a
	緩傾斜（8度以上）	3,500/10a

地目	区分	交付単価
草地	急傾斜（15度以上）	10,500/10a
	緩傾斜（8度以上）	3,000/10a
採草放牧地	急傾斜（15度以上）	1,000/10a
	緩傾斜（8度以上）	300/10a

※ここでいう「田」とは、たん水するための畦畔及びかんがい機能（自然にかんがいをするものを含む）を有しており、畦畔の維持、法面管理、草刈り、耕起、堆肥の散布等により作物の栽培が可能な状態に保たれているものをいいます。

3 活動内容

協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動等を継続するための活動」のみの場合は交付単価の8割、①に加えて②の「体制整備のための前向きな活動」を行う場合は交付単価の10割が交付されます。

- ① 農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（田：21,000円×0.8=16,800円）
  - ・農業生産活動等 例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
  - ・多面的機能を増進する活動 例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護等
- ② 体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（田：①の活動+②「集落戦略の作成」=21,000円）

集落戦略を作成すると、体制整備単価が適用されます。（中間年の令和4年度までに作成する必要があります）

※集落戦略とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成していただく集落全体の指針

※第4期対策までのA～C要件は廃止

- ③ 加算措置（「①もしくは②」+加算分）

4 交付金の使途

交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。（使途は、予め協定に定めておく必要があります。）

注) ※第5期対策から、農業生産活動等の継続ができなくなった場合（病気・高齢や自然災害などのやむを得ない場合は返還不要）の遡及返還における対象農用地が、「協定農用地全体」から「当該農用地」に見直しとなっています。

注) その他、詳細な条件等がございますので、ご質問、ご不明な点があれば下記までお問合せください。

問合せ先

農政課 企画振興係 097-582-1293